応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

改正　平成14年3月29日　新消防第201号
平成17年8月9日　新消急第212号
平成19年6月29日　新消救管第229号
平成24年5月21日　新消救指第32号
平成29年3月24日　新消救指第262号
令和2年4月1日　新消救指第422号
令和5年11月15日　新消救指第161号

（目的）

第１条　この要綱は、住民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

（普及啓発活動の推進）

第２条　消防局長（以下「局長」という。）又は消防署長（以下「署長」という。）は、地域における人口、救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に係る指導者の養成、普及啓発用資機材の配備などを図りつつ、住民に対する応急手当の普及啓発活動の推進に努めるものとする。

２　応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、局長又は署長は住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。

（応急手当の普及項目）

第３条　住民に対する応急手当の普及項目については、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む。）のほか、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。

（住民に対する普及講習の種類）

第４条　住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表第１、別表第１の２、別表第１の３及び別表第２のとおりとする。

講　習　の　種　類		主　な　普　及　項　目
普通救命講習	Ⅰ	心肺蘇生法（主に成人を対象)、大出血時の止血法
	Ⅱ	心肺蘇生法（主に成人を対象)、大出血時の止血法 （注）受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。
	Ⅲ	心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象)、大出血時の止血法
上級救命講習		心肺蘇生法（成人・小児・乳児・新生児を対象） 大出血時の止血法、傷病者管理法、手当の要領、搬送法

２　住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及びＡＥＤの取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表１の４及び別表１の５のとおりとする。

（修了証等の交付等）

第５条　局長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対し、修了証（別記様式第１号又は別記様式第２号）を交付するものとする。

２　局長は、応急手当普及員から別記様式第３号により申請があった場合は、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、修了証（別記様式第１号）を交付することができるものとする。

３　局長は、修了証を交付したときは、交付を受けた者の氏名及び交付年月日等を救命講習修了者名簿（上級、普通Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）（別記様式第４号）により記録しておかなければならない。なお、局長が必要と認めて再交付した場合においても同様とする。

４　局長は、応急手当指導員や応急手当普及員（申請があった場合）が指導する救命入門コースに参加した者に対し参加証（別記様式第１号の２）を交付することができるものとする。

５　局長は、参加証を交付したときは、交付を受けた者の氏名及び交付年月日等を救命入門コース参加者名簿（別記様式第４号の２）により記録しておかなければならない。

６　署長は、講習終了後、普通救命講習又は上級救急講習にあっては、救命講習修了者名簿（上級、普通Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）により、救命入門コースにあっては、救命入門コース参加者名簿により、その他の講習にあっては、一般講習実施表（別記様式第５号）により局長に報告するものとする。

（応急手当指導員の認定等）

第６条　応急手当指導員は、普通救命講習及び上級救命講習の指導等を行うものとする。

２　応急手当指導員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、局長が認定する。

（１）　次のア又はイに該当するもので別表第３に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了した者（ただし、アに該当するもので、応急手当指導員の資格認定を行う時点におい

て、過去１年間に３０時間以上の応急手当の普及啓発活動に従事していると認める者については応急手当指導員講習Ⅰを免除することができる。）

ア　救急救命士又は救急隊員の資格を有する者

イ　消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

（２）　前号以外の消防職員（応急手当の普及事業に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると局長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者で別表第４に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

（３）　応急手当普及員の資格を有する者で別表第５に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了した者

（４）　応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると局長が認める者

（応急手当指導員の養成）

第７条　局長は、別に定める計画により、応急手当指導員の養成に努めるものとする。

（応急手当指導員養成講習の講師）

第８条　応急手当指導員養成講習の講師については、努めて医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で、応急手当の指導に関して高度な技術と十分な経験を有する者をあてるものとする。

（応急手当指導員の認定証の交付）

第９条　局長は、応急手当指導員として認定したときは、応急手当指導員名簿（別記様式第６号）に登録したのち、応急手当指導員認定証（別記様式第７号）を交付するものとする。なお、局長が必要と認めて再交付した場合においても同様とする。

（応急手当指導員の資格の有効期限）

第１０条　応急手当指導員の認定（第６条第２項第４号に定める者に関するものを除く。）については､資格認定日から３年(資格認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から３年）で失効するものとする。ただし、失効前に別記第６に定める応急手当指導員再講習を受講した者については、さらに３年間有効とし、それ以降も同様とする。

（応急手当普及員の認定等）

第１１条　応急手当普及員は、主として事業所又は防災組織等において、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習等の指導を行うほか、応急手当指導員の要請により、住民に対する普通救命講習等の指導を行うことができるものとする。

２　応急手当普及員については、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者について、局長が認定する。

（１）　別表第７に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者

（２）　次のアからウのいずれかに該当する者で別表第８に定める応急手当普及員講習

Ⅱを修了した者（ただし、ア又はイに該当する者で過去２年以内に消防機関に在職していた者で、普及啓発の業務に従事していたと認める者については応急手当普及員講習Ⅱを免除することができる。）

ア　救急救命士の資格を有する者

イ　消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者

ウ　消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

（３）　応急手当の普及業務に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると局長が認める者

３　現に教員職にある者に対する応急手当普及員講習については、講習の質を確保するものであれば、講習時間を短縮し実施することも可能とする。

（応急手当普及員の養成）

第１２条　局長は、別に定める計画により、応急手当普及員の養成に努めるものとする。

２　応急手当普及員講習の講師は第８条を準用する。

（応急手当普及員の認定証の交付）

第１３条　局長は、応急手当普及員として認定したときは応急手当普及員名簿（別記様式第８号）に登録したのち、応急手当普及員認定証（別記様式第９号）を交付するものとする。なお、局長が必要と認めて再交付した場合においても同様とする。

（応急手当普及員の資格の有効期限）

第１４条　応急手当普及員の認定(第１１条第２項第３号に定める者に関するものを除く。)については、資格認定日から３年で失効するものとする。ただし、失効前に別表第９に定める応急手当普及員再講習を受講した者については、さらに３年間有効とし、それ以降も同様とする。

（他の地域で取得した者の扱い）

第１５条　他の地域で応急手当普及員又は応急手当指導員を取得した者の取り扱いについては、認定を受けた講習が消防庁の実施要綱に基づく講習であれば、他の地域で認定を受けている者についても、局長が認定したものとみなすことができる。

（認定の取り消し）

第１６条　局長は、応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

（応急手当指導員等の責務）

第１７条　応急手当指導員等は、住民に対する普及講習が計画的かつ効果的に行えるよう応急手当に関する知識、技術、指導方法等について常に研鑽に努めるものとする。

２　局長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識技術の維持及び救急医療の進歩にあわせた応急手当の普及指導に十分対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。

３　局長は、事業所又は防災組織等が応急手当の講習を行う場合に、応急手当普及員に対し講習内容、講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。

（普及啓発用資機材の整備）

第１８条　局長は、応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資機材の整備に努めるものとする。

（感染防止上の配慮）

第１９条　局長又は署長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当を行う場合に係る感染防止上の留意事項についても指導を行うものとする。また、心肺蘇生法の実技指導を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

（応急手当実施者の救命行動に影響し得る障壁等への対応）

第２０条　局長は、住民に対する応急手当の普及講習の実施にあたっては、応急手当実施の障害となる不安を取り除くための情報を提供し、応急手当実施時に心的ストレスが発生する可能性があることについても指導を行うものとする。また、応急手当実施者のサポート体制の構築に努め、サポート体制について講習時に周知すること。

（関係機関との連携）

第２１条　局長又は署長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動が効果的に行えるよう応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力に努めるものとする。

（委任）

第２２条　局長は、第５条の修了証、参加証の交付並びに第９条及び第１３条の認定証の交付に係る事務を署長に委任することができる。

附則

この要綱は、平成 5 年 11 月 1 日から施行する。

附則（平成 14 年新消急第 212 号）

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 17 年新消急第 212 号）

この要綱は、平成 17 年 8 月 8 日から施行する。

附則（平成 19 年新消救管第 229 号）

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 24 年新消救指第 32 号）

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年新消救指第 262 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年新消救指第 422 号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附則（令和５年新消救指第 161 号）

この要綱は、令和５年 12 月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）　普通救命講習Ⅰ

１到達目標	１　心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器(AED)について理解し、正しく使用できる。 ３　異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
２標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　１クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 ３　訓練用資機材一式に対して受講者は、５名以内とすることが望ましい。 ４　指導者数は、受講者10名に対して１名とすることが望ましい。 ただし、受講者数及び受講者の応急手当に関する知識、技術の程度によって適宜増減することを妨げない。

項目			細目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法(ビデオ等)	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
合計時間				180

備考	１　２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ２　普及時間を分割した講習を可能とする。 ３　座学部分については、ｅ-ラーニングや、オンラインによる双方向のＬＩＶＥ講習（以下「オンライン講習」という。）の活用を可能とする。 ｅ-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（120分）を受講することで、修了証を交付することができる。 ４　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表第１の２（第４条関係）　普通救命講習Ⅱ

１到達目標	１　心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器(ＡＥＤ)について理解し、正しく使用できる。 ３　異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
２標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　１クラスの受講者数の標準は、30 名程度とする。 ３　訓練用資機材一式に対して受講者は、５名以内とすることが望ましい。 ４　指導者数は、受講者 10 名に対して１名とすることが望ましい。 ただし、受講者数及び受講者の応急手当に関する知識、技術の程度によって適宜増減することを妨げない。

項目			細目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法(ビデオ等)	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認	60
	心肺蘇生法に関する実技の評価(実技試験)		シナリオを使用した実技の評価	
合計時間				240

備考	１　普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とする。 ２　筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として 80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。 ３　２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ４　普及時間を分割した講習を可能とする。 ５　座学部分については、ｅ-ラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 ｅ-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（180 分）を受講することで、修了証を交付することができる。 ６　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表第１の３（第４条関係）　普通救命講習Ⅲ

１到達目標	１　心肺蘇生法（主に小児、乳児、新生児を対象）を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器(ＡＥＤ)について理解し、正しく使用できる。 ３　異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
２標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　１クラスの受講者数の標準は、30 名程度とする。 ３　訓練用資機材一式に対して受講者は、５名以内とすることが望ましい。 ４　指導者数は、受講者 10 名に対して１名とすることが望ましい。 ただし、受講者数及び受講者の応急手当に関する知識、技術の程度によって適宜増減することを妨げない。

項目			細目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15
救命に必要な応急手当（主に小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口（口鼻）　人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法(ビデオ等)	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
合計時間				180

備考	１　２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 ２　普及時間を分割した講習を可能とする。 ３　座学部分については、ｅ-ラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 ｅ-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60 分相当）を受講した場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（120 分）を受講することで、修了証を交付することができる。 ４　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表第１の４（第４条関係）　救命入門コース（９０分コース）

１到達目標	１　胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器(ＡＥＤ)を使用できる。
２標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は、５名以内とすることが望ましい。 ３　指導者数は、受講者 10 名に対して１名とすることが望ましい。 ただし、受講者数及び受講者の応急手当に関する知識、技術の程度によって適宜増減することを妨げない。

項目			細目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	90
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技及び提示）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領（呈示又は体験）	
			口対口人工呼吸法（呈示又は体験）	
			シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法(口頭又はビデオ等)	
			ＡＥＤの実技要領	

備考	普及時間を分割した講習を可能とする。

別表第１の５（第４条関係）　救命入門コース（４５分コース）

１到達目標	１　胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器(ＡＥＤ)を使用できる。
２標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　訓練用資機材一式に対して受講者は、２名以内とすることが望ましい。 ３　指導者数は、受講者 10 名に対して１名とすることが望ましい。 ただし、受講者数及び受講者の応急手当に関する知識、技術の程度によって適宜増減することを妨げない。

項目			細目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	45
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法(実技及び提示)	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法(口頭又はビデオ等)	
			ＡＥＤの実技要領	

別表第２（第４条関係）　上級救命講習

１到達目標	１　心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる。 ３　異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。 ４　傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法を習得する。
２標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　１クラスの受講者数の標準は、30 名程度とする。 ３　訓練用資機材一式に対して受講者は、５名以内とすることが望ましい。 ４　指導者数は、受講者 10 名に対して１名とすることが望ましい。 ただし、受講者数及び受講者の応急手当に関する知識、技術の程度によって適宜増減することを妨げない。

項目			細目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	15
（成人・小児・乳児・新生児に対する方法）救命に必要な応急手当	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	285
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口（口鼻）人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法（成人に対する方法）	ＡＥＤの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認	60
	心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価	
その他の応急手当	傷病者管理法		衣類の緊縛解除	120
			保温法	
			体位管理（回復体位とショック時の対応）	
	手当の要領		包帯法（三角巾等）	
			副子固定法	
			熱傷の手当	
			熱中症への対応（予防を含む）	
			その他の手当（用手による頸椎保護、すり傷・切り傷、気管支喘息、痙攣、低血糖、失神、アナフィラキシー、歯の損傷、毒物、溺水への対応等）	
	搬送法		搬送の方法（徒手搬送、毛布を使った搬送法、複数名で搬送する方法）	
			担架搬送法（担架搬送の基本事項）	
			応急担架作成法	
合計時間				480

備考	1　上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、２年から３年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2　筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。 3　普及時間を分割した講習を可能とする。 4　座学部分については、ｅ-ラーニングや、オンライン講習の活用を可能とする。 ｅ-ラーニングやオンライン講習による心肺蘇生法の座学講習（60分相当）を受講した場合、概ね１ヶ月以内に、対面による実技講習等（420 分）を受講することで、修了証を交付することができる。（座学講習について、その他の応急手当等を含めた 120 分相当とする場合は、対面による実技講習等は 360 分とする。） 5　訓練用資機材を充実させることによって、受講者一人ひとりが訓練用資機材に接する時間が増えて効果的な講習を行うことができれば、講習時間を短縮することを可能とする。

別表第３（第６条関係）

応急手当指導員講習Ｉ

項　　目		時間　（分）	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認 （筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価 （実技試験）を含む	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45	
効果測定・指導内容に関する質疑応答		45	
合計時間		480	

備　　考	救命に必要な応急手当の指導その他地域の救急情勢、季節的に増加する事故の予防策などを共有し、更なる救命の連鎖の強化を図ること。

（注）

・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む。）を意味する。

・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表第４（第６条関係）
応急手当指導員講習Ⅱ

項　　目		時間　（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む）	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

備　　考	救命に必要な応急手当の指導その他地域の救急情勢、季節的に増加する事故の予防策などを共有し、更なる救命の連鎖の強化を図ること。

（注）
・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。
・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む。）を意味する。
・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表第５（第６条関係）

応急手当指導員講習Ⅲ

項　　目		時間　（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	60	180
	救命に必要な応急手当の基礎実技	60	
	その他の応急手当の基礎実技	60	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	60	660
	救命に必要な応急手当指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む）	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		960	

備　　考	救命に必要な応急手当の指導その他地域の救急情勢、季節的に増加する事故の予防策などを共有し、更なる救命の連鎖の強化を図ること。

（注）

・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。

・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む。）を意味する。

・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表第６（第１０条関係）

応急手当指導員再講習

項　　目	時間　（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	120
その他の応急手当の指導要領	120
合計時間	240

備　考	１　応急手当指導技能の維持・向上を図ること。 ２　指導実技を実施させ、手順・要領が誤ったものについて重点指導すること。 ３　想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤った部分については修正指導を行うこと。 ４　救命に必要な応急手当の指導その他地域の救急情勢、季節的に増加する事故の予防策などを共有し、更なる救命の連鎖の強化を図ること。

（注）

・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）を意味する。

・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表第７（第１１条関係）

応急手当普及員講習Ｉ

項　　目		時間　（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	120	540
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	300	780
	救命に必要な応急手当指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む）	360	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

備　　考	救命に必要な応急手当の指導その他地域の救急情勢、季節的に増加する事故の予防策などを共有し、更なる救命の連鎖の強化を図ること。

（注）

・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。

・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法(感染防止を含む。）を意味する。

・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当の要領、搬送法を意味する。

別表第８（第１１条関係）
応急手当普及員講習Ⅱ

項　　目		時間　（分）
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認 （筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価 （実技試験）を含む）	180
合計時間		240

備　　考	救命に必要な応急手当の指導その他地域の救急情勢、季節的に増加する事故の予防策などを共有し、更なる救命の連鎖の強化を図ること。

（注）
・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）を意味する。
・指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

別表第９（第１４条関係）

応急手当普及員再講習

項　　目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	180
合計時間	180

備　　考	１　応急手当指導技能の維持・向上を図ること。 ２　指導実技を実施させ、手順・要領が誤ったものについて重点指導すること。 ３　想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤った部分については修正指導を行うこと。 ４　救命に必要な応急手当の指導その他地域の救急情勢、季節的に増加する事故の予防策などを共有し、更なる救命の連鎖の強化を図ること。

（注）

・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む。）を意味する。

別記様式第１号（第５条関係）

（表）

署第　　号

普通救命講習修了証

氏名

上記の者は、普通救命講習〇を修了し、救命技能を有することを認定します。

年　　月　　日

新潟市消防局長　　印

（裏）

つなげよう！救命のリレー

★救命技能の維持向上のため２～３年間隔で再受講しましょう

再講習日	印
・　・	
・　・	
・　・	

〇怪我や病気が重くならないような予防が大切

〇心停止を認識し、速やかに 119 番通報（ＡＥＤが設置されていたら必ず使用しましょう）

〇胸骨圧迫（30 回）と人工呼吸（2 回）（人工呼吸ができなければ胸骨圧迫のみ実施）

★応急手当を行なうときは感染防止に心がけます。

〇あとは救急隊が到着するまで胸骨圧迫と人工呼吸を継続してください。

認定証の大きさは縦５４ｍｍ横８６ｍｍとする。

（注）〇印は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの別を記入

別記様式第１号の２（第５条関係）

（表）

救命入門コース参加証

氏名

上記の者は、救命入門コースに参加したことを証明します。

※次は、普通救命講習にチャレンジしましょう。

年　　月　　日

新 潟 市 消 防 局

（裏）

つなげよう！救命のリレー

参加証の大きさは縦５４ｍｍ横８６ｍｍとする。

別記様式第２号（第５条関係）

（表）

署第　　号

上級救命講習修了証

氏名

上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を有することを認定します。

年　　月　　日

新潟市消防局長　　印

（裏）

つなげよう！救命のリレー

★救命技能の維持向上のため 2～3 年間隔で再受講しましょう

再講習日	印
・　・	
・　・	
・　・	

○怪我や病気が重くならないような予防が大切

○心停止を認識し、速やかに 119 番通報（ＡＥＤが設置されていたら必ず使用しましょう）

○胸骨圧迫（30 回）と人工呼吸（2 回）（人工呼吸ができなければ胸骨圧迫のみ実施）

★応急手当を行なうときは感染防止に心がけます。

○あとは救急隊が到着するまで胸骨圧迫と人工呼吸を継続してください。

認定証の大きさは縦５４ｍｍ横８６ｍｍとする。

別記様式第３号（第５条関係）

修了証交付申請書

年　　月　　日

消防局長　　様

申請者

（応急手当普及員認定番号　　号）

別添名簿の者は、下記のとおり普通救命講習（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を修了し知識・技能を修得しましたので修了証の交付を申請します。

記

講習日時	
講習場所	
講習修了者	名　　（別添名簿のとおり）
講習指導者氏名	
備考	

別記様式第４号（第５条関係）

救命講習修了者名簿（上級・普通Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）

消防署　　月

受講団体名		受講者数	名	指導員リーダー	□救命士	指導員数	名

番号	氏名	居住地	修了証番号	修了証交付年月日	再交付年月日	備考
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				
		市内・市外				

※団体名：特定の名称がない場合は「グループ」と記入する。

指導員リーダーが救急救命士の場合☑する。

別記様式第４号の２（第５条関係）

救命入門コース参加者名簿（90分・45分）

消防署　　月

参加団体名		参加者数	名	指導員リーダー氏名　　・救命士	指導員数	名

番号	氏名	居住地	参加年月日	備考
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	
		市内　・　市外	年　月　日	

別記様式第５号（第５条関係）

一般講習実施表

消防署　　月

受講者数合計　　人

番号	事業所名	所在地	受講者数	指導員数	備考

別記様式第６号（第９条関係）

○職種には、職員、団員、市民の別を記入
○階級は、職員、団員の場合記入
○住所は、職員、団員以外の場合記入

応急手当指導員名簿

年　　月　　日　　現在

番号	氏　　名	職種	階級	住　　所	生年月日	認定番号	認定証交付年月日	資格基準講習種別	指導員講習受講日	再交付年月日	再講習年月日	備考

1　この名簿は，応急手当指導員を認定する都度記載すること。
2　「資格基準講習種別」欄は，実施要綱第６条第２項の該当する資格要件の番号を記載すること。
3　「備考」欄は，救急研修等，救急の資格に関するものを記載すること。

別記様式第７号（第９条関係）
（消防職（団）員用）

（表）

署第　　号

応急手当指導員認定証

氏名

上記の者を応急手当指導員として認定します。

年　　月　　日

新潟市消防局長　　印

本証は、新潟市消防局及び新潟市消防団を退職する日から、３年間有効です。

（裏）

応急手当指導員認定証

〇応急手当の普及に努めましょう。

〇指導技法の向上に努めましょう。

ひろげよう！救命リレー

認定証の大きさは縦５４ｍｍ横８６㎜とする。

（消防職（団）員以外の者用）

（表）

署第　　号

応急手当指導員認定証

氏名

上記の者を応急手当指導員として認定します。

年　　月　　日

新潟市消防局長　　印

本証は、発行日から３年間有効です。

ただし、再講習を受講した場合は、受講日から３年間有効です。

（裏）

応急手当指導員認定証

〇応急手当の普及に努めましょう。

〇指導技法の向上に努めましょう。

つなげよう！救命リレー

認定証の大きさは縦５４ｍｍ横８６㎜とする。

別記様式第８号（第１３条関係）

○職種には、職員、団員、市民の別を記入
○階級は、職員、団員の場合記入
○住所は、職員、団員以外の場合記入

応急手当普及員名簿

年　　月　　日　　現在

番号	氏　　名	職種	階級	住　　所	生年月日	認定番号	認定証交付年月日	資格基準講習種別	普及員講習受講日	再交付年月日	再講習年月日	備考

１　この名簿は、応急手当普及員を認定する都度記載すること。
２　「資格基準講習種別」欄は、実施要綱第１１条第２項の該当する資格要件の番号を記載すること。
３　「備考」欄は、救急研修等、救急の資格に関するものを記載すること。

別記様式第９号（第１３条関係）

（表）

署第　　号

応急手当普及員認定証

氏名

上記の者を応急手当普及員として認定します。

年　　月　　日

新潟市消防局長　　印

本証は、発行日から３年間有効です。

ただし、再講習を受講した場合は、受講日から３年間有効です。

（裏）

応急手当普及員認定証

〇応急手当の普及に努めましょう。

〇指導技法の向上に努めましょう。

つなげよう！救命リレー

認定証の大きさは縦５４ｍｍ横８６㎜とする。